

和歌山県立青少年の家のあり方に関する報告書

令和 8 年 3 月

和歌山県立青少年の家のあり方に関する検討委員会

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 県立青少年の家を取り巻く環境について	
（1）人口減少と少子化	P. 2
（2）本県の財政状況	P. 4
3. 県立青少年の家について	
（1）設置目的・機能	P. 5
（2）県内の青少年の家の概要	P. 5
（3）立地状況	P. 6
（4）施設の劣化状況	P. 7
（5）利用状況	
ア 利用者数	P. 7
イ 団体別の利用者数	P. 9
4. 県立青少年の家の課題	
（1）日常的な体験の場の減少・体験格差	P. 10
（2）利用者数の減少	P. 10
（3）建物の老朽化に伴う修繕費用の増加	P. 10
（4）施設・設備と現在のこどもの生活様式の不マッチ	P. 10
5. 検討過程	P. 11
6. 県立青少年の家の果たすべき役割と今後求められる役割	P. 12
7. 県立青少年の家の今後の方向性	
（1）施設の配置数や規模の検討	P. 13
（2）集客・利用者収入の増加	P. 13
（3）施設・設備の維持管理・改修	P. 13
（4）管理目標の適正化	P. 14
参考資料	P. 15

1. はじめに

和歌山県では、青少年の健全な活動を推進し、生活指導を通じて心身ともに健康な青少年の育成を図るとともに、地域における青少年活動及び生涯学習活動の拠点とするため、昭和40年代から50年代にかけ県立青少年の家を整備し、青少年の体験の場の提供や青少年活動の支援に取り組んできました。また、昨今、不登校やヤングケアラー等、こどもが抱える課題が複雑化、多様化しており、このような課題を抱えるこどもに寄り添う「こどもの居場所」としての役割も果たしています。

一方で、グローバル化、デジタル化の進展により、人々の価値観や生活様式は大きく変化し、現在の施設と利用者のニーズに、ずれが生じてきています。また、施設の老朽化により維持管理コストが増大し、利用者の半数以上を占めるこどもの人口が急速に減少するなど、青少年の家を取り巻く状況は厳しさを増しています。

こうしたことから、県により令和7年（2025年）6月に「和歌山県立青少年の家のあり方に関する検討委員会」が設置され、青少年の家における課題やその状況を共有し、施設の果たす役割等、今後の青少年の家のあり方について検討を重ねてきました。

本報告書は、検討委員会における意見を踏まえ、和歌山県立青少年の家の今後のあり方について、まとめたものです。

2. 県立青少年の家を取り巻く環境について

(1) 人口減少と少子化

和歌山県の総人口は、昭和60年（1985年）の1,087,000人をピークに減少に転じ、平成12年（2000年）以降、全国を上回るスピードで減少しています。今後も、人口は加速度的に減少し、令和32年（2050年）にはピーク時の約6割にまで減少する見込みです。

また、利用者の半数以上を占めるこどもの人口も加速度的に減少すると見込まれています。本県における出生数は、令和2年（2020年）時点で昭和55年（1980年）の約4割となっており、令和32年（2050年）には、4分の1まで減少する見込みです。

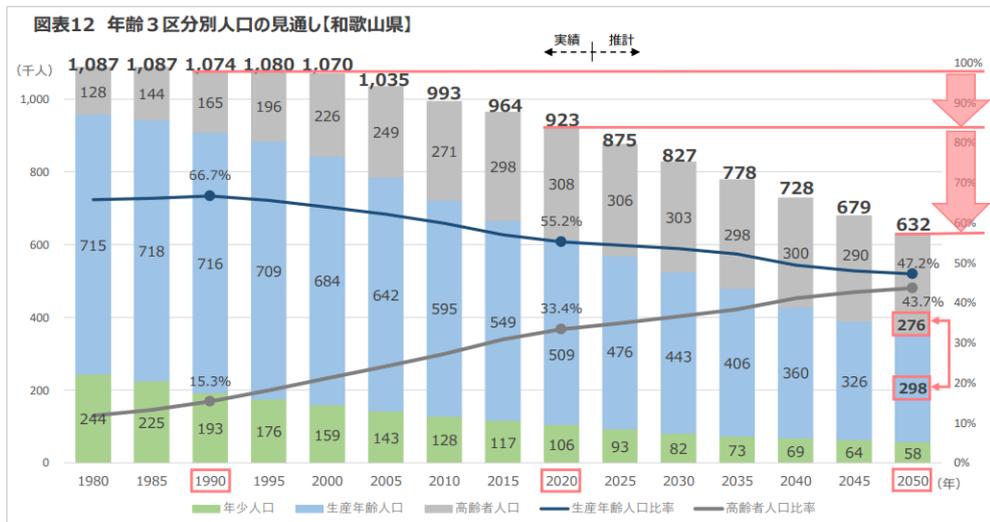


図1 本県の人口見通し

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」



図2 本県の出生数

出所：厚生労働省「人口動態統計」（確定数）、

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」より作成

令和6年（2024年）の小学校数は、昭和55年（1980年）（379校）の約6割（238校）で、小学生の人口は、昭和55年（1980年）（106,737人）の約4割（41,121人）にまで減少しています。

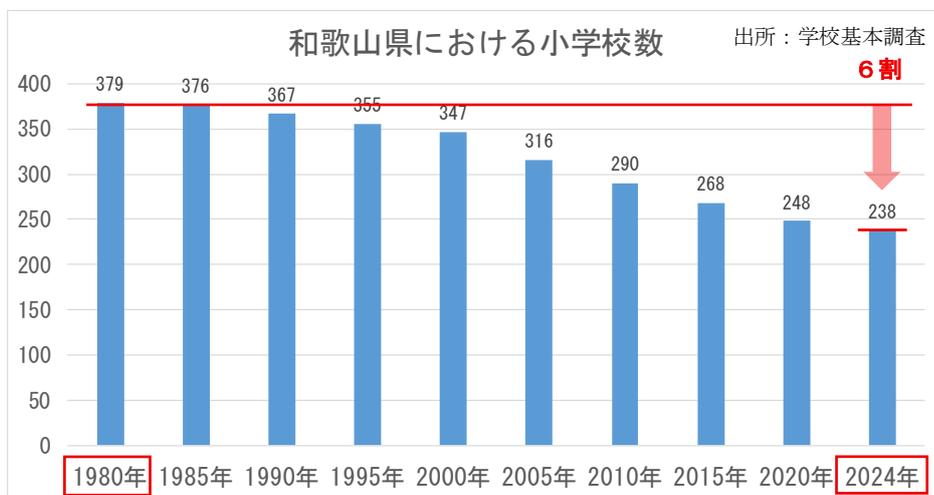


図3 本県の小学校数

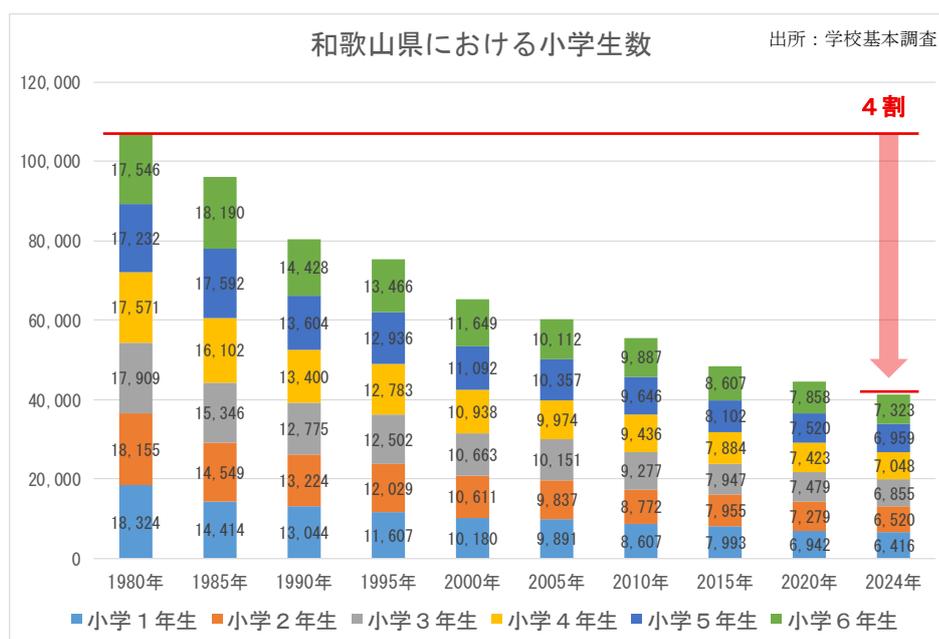
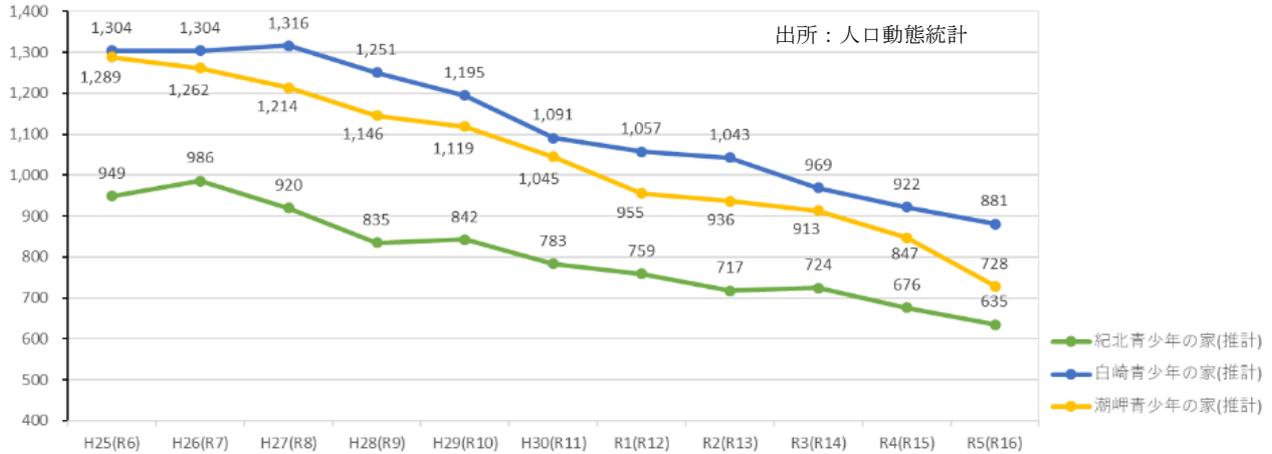


図4 本県の小学生数

また、青少年の家を自然体験活動の場として利用する県内の小学5年生の人口を出生数から推計すると、令和16年（2034年）には、4,901人にまで減少する見込みです。



出生年(小5になる年)	H25(R6)	H26(R7)	H27(R8)	H28(R9)	H29(R10)	H30(R11)	R1(R12)	R2(R13)	R3(R14)	R4(R15)	R5(R16)
和歌山県	7,122	7,140	7,030	6,658	6,464	6,070	5,869	5,732	5,514	5,238	4,901
紀北青少年の家(推計)	949	986	920	835	842	783	759	717	724	676	635
白崎青少年の家(推計)	1,304	1,304	1,316	1,251	1,195	1,091	1,057	1,043	969	922	881
潮岬青少年の家(推計)	1,289	1,262	1,214	1,146	1,119	1,045	955	936	913	847	728

図5 本県の小学5年生の推移

現在青少年の家を利用している市町村

- 紀北（紀の川市、橋本市、かつらぎ町）
- 白崎（海南市、高野町、有田市、広川町、有田川町、御坊市、美浜町、印南町、みなべ町、日高川町）
- 潮岬（田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町、新宮市、古座川町、串本町）

(2) 本県の財政状況

県では、令和5年（2023年）2月に財政危機警報が発出され、令和5年（2023年）度を財政見直し元年と位置付けてから、公債費臨時対策基金^{※1}の活用等により財政負担を軽減しつつ、予算編成プロセスの見直しや各種制度の改正、財源捻出のための様々な対策を講じてきましたが、それらを上回る物価・金利・賃金の上昇の影響等もあり、県財政の見通しは依然として不透明な状況です。

今後は、老朽化した学校や公営住宅等、約3,300の県有施設やインフラの維持管理、医療提供体制の確保など、更なる財政需要の増加が見込まれております。持続可能な県財政の運営及び必要な予算の確保のため、既存事業の効果検証等による見直し、新たな歳入確保策等の検討・導入など、危機感を持った財源捻出の取組が必要です。

※1 公債費臨時対策基金

令和8年度までの間において増加する県債の償還に要する経費の財源に充てることにより、行財政改革の円滑な推進のための臨時の対策を講ずるため、和歌山県公債費臨時対策基金を設置する。

（和歌山県公債費臨時対策基金の設置、管理及び処分に関する条例（令和5年2月27日 条例第2号））

3. 県立青少年の家について

(1) 設置目的・機能

県立青少年の家は、学校教育法第31条^{※2}及び学習指導要領^{※3}を法的根拠として、青少年の健全な活動を推進し、生活指導を通じて心身ともに健康な青少年の育成を図るとともに、地域における青少年活動及び生涯学習活動の拠点とすることを目的に設置されています。

また、県立青少年の家の機能としては、自然体験活動と集団宿泊活動（キャンプファイヤーや野外炊飯、フィールドサーチ等）の2本が主なものとなっています。

(2) 県内の青少年の家の概要

本県の県立青少年の家は、かつらぎ町（紀北青少年の家）、由良町（白崎青少年の家）及び串本町（潮岬青少年の家）に位置し、研修室や体育館、営火場、キャンプ場等、利用者が集団宿泊をしながら活動することができる施設・設備を有しています。

表1 各青少年の家のこれまでの経緯

年度	経緯
S40	元々の診療所を活用し、「潮岬青年の家」開所
S49	地元要望を受け、紀北青年の家が開所
S49～S51	少年自然の家整備緊急3か年計画 国立17か所、公立 各県4か所の整備を目指す 和歌山県では「白崎少年自然の家」を整備
S51	地元要望を受け、「白崎少年自然の家」開所
S56	「潮岬青年の家」建替
H12	名称を「青少年の家」に統一
H18	県直営から指定管理制度に移行
H23	各施設耐震化完了
R5～R9	現指定管理期間

※2 学校教育法第31条（抜粋）

教育の目標の達成に資するよう、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

※3 学習指導要領（抜粋）

第6章 特別活動〔学校行事〕(4) 遠足・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。



潮岬青少年の家

図6 県内の青少年の家

紀北青少年の家

表2 各青少年の家の概要

施設名	設置年度	施設敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	敷地所有者	運営形態 (指定管理者)
県立紀北青少年の家	1974年3月	87,273.01	4,064.34	県	指定管理 (和歌山県立紀北青少年の家 管理運営コンソーシアム)
県立白崎青少年の家	1976年3月	235,581.00	3,746.87	由良町	指定管理 (クリーン興商株式会社)
県立潮岬青少年の家	1960年8月 (1981年建替)	47,646.00	3,258.41	串本町財産区	指定管理 (特定非営利活動法人 潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会)

表3 各青少年の家の状況

施設名	宿泊定員	研修室	体育館	営火場	キャンプ場	プール	テニスコート
県立紀北青少年の家	286	○	○	○	○	休止中	○
県立白崎青少年の家	245	○	○	○	○	×	×
県立潮岬青少年の家	148	○	○	○	○	○	×

参考：和歌山市国際交流センター 128人 (宿泊棟)

(3) 立地状況

表4 青少年教育施設の立地状況

近隣府県 青少年教育施設	設置	所在地	定員	主要駅からの移動時間
① 和歌山市立 青少年国際交流センター	H30	和歌山市加太	132	御坊駅から1時間 橋本駅から1時間
② 大阪府立 青少年海洋センター	S50	大阪府岬町	300	御坊駅から1時間 橋本駅から1時間
③ 大阪府立 少年自然の家	S60	大阪府貝塚市	360	和歌山駅から30分 御坊駅から1時間 橋本駅から1時間
④ 和泉市立 青少年の家 (休館中) ※R9リニューアル予定	H元	大阪府和泉市	80	橋本駅から1時間 御坊駅から1.5時間
⑤ 三重県立 熊野少年自然の家	S52	三重県熊野市	200	新宮駅から35分 御坊駅から2.5時間
⑥ 国立曾爾青少年自然の家	S55	奈良県曾爾村	400	橋本駅から1.5時間 新宮駅から3時間
⑦ 三重県立 鈴鹿青少年センター	R6	三重県鈴鹿市	302	橋本駅から2時間 新宮駅から2.5時間
県内 青少年教育施設	設置	所在地	定員	主要駅からの移動時間
⑧ 紀北青少年の家	S49	かつらぎ町	286	橋本駅から20分 御坊駅から1時間 新宮駅から3時間
⑨ 白崎青少年の家	S51	由良町	245	橋本駅から1.5時間 御坊駅から30分 新宮駅から2.5時間
⑩ 潮岬青少年の家	S56	串本町	148	橋本駅から2.5時間 御坊駅から1.5時間 新宮駅から1時間



図7 県内、近隣府県青少年教育施設の位置関係

県内の青少年教育施設については、紀北、紀中、紀南に1か所ずつ設置されており、現時点ではバランスの取れた配置となっていると考えられます。潮岬青少年の家は、吉野熊野国立公園^{※4}、白崎青少年の家は、白崎海岸県立自然公園^{※5}区域内に位置するなど、自然環境に恵まれた場所に設置されています。公共交通機関のアクセスは決して良いとは言えないものの、特色ある教育資源が周辺に点在し、自然体験に限らず、地域の歴史や文化・芸術、スポーツなど、様々な学習活動の展開が可能です。

(4) 施設の劣化状況

3施設とも耐震改修は済んでいるものの、築50年程度が経過しているため、建物の内外装材の老朽化が著しい状況です。設備機器は多くが耐用年数を経過しており、不具合も多く、また地中埋設管の劣化により水漏れも生じているところです。

(5) 利用状況

ア 利用者数

年度別の宿泊と日帰りを合わせた全体の利用状況を見ると、平成25年（2013年）度をピークに緩やかに減少傾向でしたが、令和2年（2020年）度のコロナ禍で大幅に減少しました。近年は小学校等の利用が戻り、徐々に回復していますが、コロナ禍以前の利用状況には戻っていません。

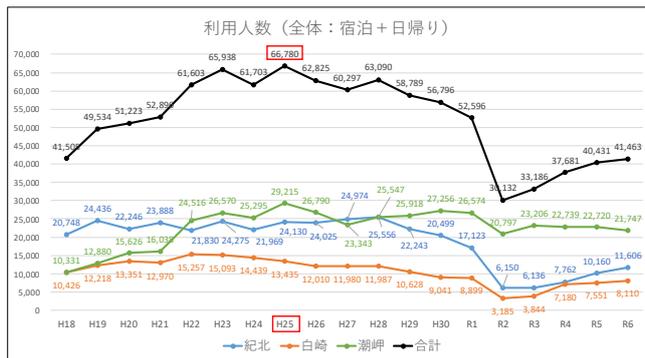


図8 年別の利用者数の推移（宿泊+日帰り）

宿泊のみの利用状況を見ると、平成23年（2011年）度をピークに緩やかに減少傾向でありましたが、令和2年（2020年）度のコロナ禍で大幅に減少しました。従来宿泊利用していた団体が日帰り利用に変更するなど、コロナ禍で活動内容を見直す団体も多いですが、徐々に回復しています。



図9 年別の利用者数の推移（宿泊）

※4 吉野熊野国立公園

山岳、河川、海岸から成る変化に富んだ国立公園で、近畿の屋根とも称される半島の中央部を南北に走る大峰山脈とその東側に位置する大台ヶ原、大杉谷、また、これらの山岳を源とし、激しく侵蝕しながら熊野灘に注ぐ熊野川、北山川の中・下流域、熊野灘から枯木灘にかけての多様な海岸地形が見られる海岸線、熊野信仰の古い歴史によって守られてきた那智山等から成っています。（出典：環境省 HP）

※5 白崎海岸県立自然公園

紀伊半島中部の紀伊水道に面した海岸線に位置し、由良町衣奈から白崎半島を経て由良港まで続く自然の岩礁帯とその後背地、並びに沿岸域に浮かぶ黒島等からなる公園で、その中心は、「日本の渚百選」にも選ばれている白崎海岸です。（出典：白崎海岸県立自然公園指定書（和歌山県））

令和6年（2024年）度の月別の利用状況を見ると、紀北青少年の家では、全体の稼働率については、8割を超えている4月から6月、8月、10月及び11月が繁忙期、1月及び2月が閑散期となっています。宿泊のみの稼働率については、8割を超えている5月及び6月、8月、10月及び11月が繁忙期、1月及び2月が閑散期となっています。

白崎青少年の家では、全体の稼働率が8割を超えている6月から8月が繁忙期、12月及び1月が閑散期となっています。宿泊のみの稼働率については、8割を超えている6月から8月が繁忙期、10月、12月から3月が閑散期となっています。

潮岬青少年の家では、宿泊の稼働率が8割を超えている8月、9月及び11月が繁忙期、12月から2月が閑散期となっています。全体の稼働率については、地域のグラウンドゴルフの日帰り利用者数が好調のため、年間を通して一定です。



図10 月別の利用者数の推移
※稼働率=1人以上利用があった日/開所日

イ 団体別の利用者数

令和6年（2024年）度の利用者数を団体別で見ると、学校関係が約12,000人、青少年育成団体が約8,000人であるため、合計でこども関係の団体の利用者数は約20,000人となっており、全体の約半数となっています。

また、県内の公立小学校の利用状況を見ると、53.1%と半数以上の小学校が県立青少年の家を利用しています。和歌山市内の小学校は和歌山市立青少年国際交流センターを利用しているため利用率が低くなっていますが、和歌山市を除くと7割近くの小学校が県立青少年の家を利用しています。

表5 団体別利用者数

令和6年度利用者団体内訳

		紀北青少年の家				白崎青少年の家				潮岬青少年の家				合計			
		団体数		人員数		団体数		人員数		団体数		人員数		団体数		人員数	
		実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ
学校関係	幼稚園・保育園（こども園含む）	0	0	0	0	1	1	34	34	1	1	85	85	2	2	119	119
	小学校	44	48	2,171	2,456	54	55	1,611	1,633	46	47	1,376	1,448	144	150	5,158	5,537
	中学校	9	10	575	668	4	4	448	448	7	7	277	277	20	21	1,300	1,393
	高校	5	7	274	456	2	2	337	337	4	4	291	330	11	13	902	1,123
	大学・各種学校	0	0	0	0	1	1	13	13	9	27	114	270	10	28	127	283
	学童・クラブ・その他課外活動	18	36	1,216	2,284	13	17	581	669	18	30	502	672	49	83	2,299	3,625
地方公共団体	28	29	1,196	1,275	3	4	105	142	4	4	198	198	35	37	1,499	1,615	
青少年育成団体 (青年団・スポーツ・塾・ボーイ・ガール等)	74	90	2,664	3,119	56	70	2,214	2,657	42	70	1,306	2,159	172	230	6,184	7,935	
主催事業	7	7	96	96	25	25	712	749	11	11	529	529	43	43	1,337	1,374	
社会福祉施設等	2	2	71	71	7	8	155	197	12	12	330	330	21	22	556	598	
その他	39	43	1,046	1,181	113	131	930	1,231	148	187	2,813	3,298	300	361	4,789	5,710	
総合型地域スポーツクラブ(潮岬のみ)									328	328	12,151	12,151	328	328	12,151	12,151	
合計		226	272	9,309	11,606	279	318	7,140	8,110	630	728	19,972	21,747	1,135	1,318	36,421	41,463

こども関係の
団体の利用者数
20,015人 (48.3%)

表6 県内公立小学校の利用状況

市町村	学校数(校)	利用数(校)			合計	割合	休校(校)
		紀北	白崎	潮岬			
和歌山市	51	1	0	0	1	2.0%	
海草	15	1	9	0	10	66.7%	
那賀	21	10	0	0	10	47.6%	2
伊都	24	12	3	0	15	62.5%	1
有田	23	0	14	0	14	60.9%	6
日高	27	0	27	0	27	100.0%	
西牟婁	40	0	0	22	22	55.0%	
東牟婁	25	0	0	21	21	84.0%	
合計	226	24	53	43	120	53.1%	9

4. 県立青少年の家の課題

本県における県立青少年の家は、設置年度や立地条件、利用状況等が異なるため、本来であればそれぞれについて、今後のあり方を検討していく必要がありますが、本検討委員会では、共通する4つの現状課題について、以下のとおり整理しました。

(1) 日常的な体験の場の減少・体験格差

令和4年(2022年)度に国立青少年教育振興機構が実施した「青少年の体験活動等に関する意識調査」において、2010年代を通じて、こどもの自然体験にやや減少傾向が見られ、コロナ禍を経た令和4年には、さらに減少しており、こどもの生活体験も同様に減少しているという調査結果が示されています。

また、令和2年(2020年)度に文部科学省が実施した「青少年の体験活動の推進に関する調査研究」において、保護者の収入の高さと体験の充実度には相関関係があるという調査結果が示されています。

(2) 利用者数の減少

利用者数(全体)は平成25年(2013年)度をピークに緩やかに減少傾向でしたが、コロナ禍を機に大幅に減少しました。その後、徐々に回復していますが、利用形態を見直す団体もあり、コロナ禍以前の利用状況には戻っていません。

また、少子化により、今後も利用者数は減少していくと考えられます。

利用者数の減少による利用料金収入の減少に伴い、運営にかかるコストが増大しています。

(3) 建物の老朽化に伴う修繕費用の増加

施設の老朽化に伴い、設備の更新及び大幅な修繕のため、令和7年(2025年)度から令和14年(2032年)度までの主な修繕費用^{※6}は3施設合計で9億円の見込みですが、県財政が厳しいため、すべての修繕を実施するための予算を確保することは難しい状況です。

(4) 施設・設備と現在の生活様式の不マッチ

県立青少年の家が設置された昭和40～50年代と比べ、現在の生活様式は大きく変化していますが、施設・設備については、バリアフリーやWi-Fiに対応していない、洋式トイレの設置数が少ない等、利用者のニーズと合っていない状況です。

※6 修繕費用

1件あたり250万円以上の営繕工事

5. 検討過程

県では、県立青少年の家のあり方について検討を行うため、和歌山県立青少年の家のあり方に関する検討委員会を設置するとともに、以下の取組を実施しました。

内 容	実施時期
第1回青少年の家のあり方に関する検討委員会	令和7年7月28日
2025高校生未来会議※7	第1回：令和7年7月16日 第2回：令和7年8月23日～8月24日 第3回：令和7年9月17日 第4回：令和8年1月19日
和歌山県官民連携プラットフォームによる官民対話※8（2社）	令和7年8月1日
青少年の家利用者向けアンケート（約700名）	令和7年9月
市町村（青少年教育担当）意見聴取（30市町村）	令和7年10月
青少年団体、こども会向けアンケート（ボーイスカウトやこども会170団体）	令和7年10月
庁内関係課意見聴取（教育、観光、財政等関係課6課）	令和7年10月
第2回青少年の家のあり方に関する検討委員会	令和7年11月28日
第3回青少年の家のあり方に関する検討委員会（書面開催）	令和8年2月

※7 2025 高校生未来会議

県内の高校生がこども施策について議論し、県に政策提案を行う意見表明・社会参画の機会です。

令和5年4月に施行された「こども基本法」及び同年12月に閣議決定された「こども大綱」を踏まえ、令和7年3月に策定された「和歌山県こども計画」では、こどもの意見を尊重する仕組みづくりと社会形成への参画についてうたっています。

※8 官民対話

地方公共団体と民間事業者の意見交換等を通じ、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査のことです。

6. 県立青少年の家の果たすべき役割と今後求められる役割

県立青少年の家がこれまで果たしてきた自然体験活動と集団宿泊活動を柱とする青少年活動の拠点としての役割は、こどもの健全な成長に資する最も重要なもので、これからも変わることはありません。

しかし、県立青少年の家が開所した昭和 50 年当時と比べると、情報技術の発展やグローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式が大きく変化しており、現代の利用者のニーズに対応できる施設へと転換する必要があります。

そして、今後、人口減少や少子化が進行していくことを考えると、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が様々な目的で利用することができ、そこで多世代交流や地域共創の機会を生み出し、人と人をつなげる役割を果たしていくことが求められます。

また、宿泊施設という性質上、貯水槽や自家発電設備等を備えていることから、避難所として必要となる生活用水や電力を確保しており、豪雨や大規模地震が発生した場合には、災害対応拠点としての役割を担うことが期待されます。

7. 県立青少年の家の今後の方向性

官民対話や高校生未来会議、利用者・利用団体向けアンケート、市町村・県庁関係課からの意見聴取も踏まえ、当委員会で検討した結果、県立青少年の家の今後の方向性について次のとおり提言します。

(1) 施設の配置数や規模の検討

こどもが自然体験や集団生活をする事ができる場は健全な育成のために不可欠であり、身近な地域に、安価で体験できる場を確保することは重要な意味があります。現在、青少年の家は紀北、紀中、紀南と地域にバランス良く配置されており、このまま3施設を維持していくことが望ましい状況です。しかし、今後も少子化、人口減少が進行していく傾向であること、老朽化に対応する修繕費用が増加していくこと、加えて県財政の厳しい状況を考慮すると、県として青少年の家の配置数及び規模の見直しを検討する必要があると考えます。

いつ、どの施設を廃止、集約するのかということを検討する際は、

①県財政や交通アクセス、少子化等の状況

②近隣の同種・類似施設の状況

③防災拠点や高齢者・障害者との交流、地域や企業との連携等、施設活用の展望

の3つの視点を総合的に勘案し、検討すべきであると考えます。

(2) 集客・利用者収入の増加

管理運営経費が増す中、運営を継続するためには、まず利用者を増加させる取組が必要です。そのため、家族や高齢者、外国人など利用者層の拡大を目指し、これまでのプログラムに加えて、新たな利用者層のニーズに応じた体験プログラムや環境を整備することが有効です。また、地域と連携し、地域の食材を活用したメニューや、地域の特産品の販売など、その地域でしか味わえない特別感といった魅力を伝えていくことが重要です。さらに、潜在的な利用者を掘り起こすため、改名やホームページの刷新によりイメージアップを図ることや、需給のマッチングをスムーズに行うため予約システムを簡便化することも効果的です。

それらに加え、利用者の県内外の別、オン・オフシーズンを踏まえた利用料金設定の見直しや、体験プログラムの価値に見合った価格設定、物品レンタルの有料化等により早急に収入の増加を図るべきです。

(3) 施設・設備の維持管理・改修

県の公共施設の管理の考え方は、和歌山県公共施設等総合管理計画によると、実施方針として「予防保全を積極的に行うことにより、物理的耐用年数までの施設利用を目標に長寿命化に取り組む」と示されています。

維持管理、改修にあたっては、施設や設備の老朽化や故障、運転不良により利用に影響が出ないように、適切な時期に行わなければいけないことは当然ですが、すべてを新しくするのではなく、使えるものは活かし、コストを抑えるように努める必要があります。

改修に際しては、こどもや青少年だけでなく、高齢者や障害のある人を含むすべての利用者が安

心安全で快適に活動できるようバリアフリーに対応した施設・設備に転換すべきです。さらに、現在の利用者のニーズを捉え、トイレの洋式化やWi-Fi等インターネット環境の整備も求められます。

また、小規模な修繕や設備更新については、県と指定管理事業者が分担し、計画的に修繕を実施していくことが望ましいと考えます。

(4) 管理目標の適正化

施設の運営を安定的に継続していくためには、PDCAのサイクルにより目標の達成を目指す必要があります。

そして、その目標は、施設の機能が十分に発揮されるものであり、指定管理事業者による管理運営の成果が適切に評価されるものであることが重要です。現在は施設ごとに利用者数の目標値を設定し、その達成度のみで評価しています。今後は、多角的な視点から評価するため、利用者満足度、地域協働件数、学校・団体との連携数などを指標に加えることを検討すべきであると考えます。

以上のことを踏まえ、それぞれの施設の立地、活動の強みや特色を活かしたコンセプトを掲げ、これまで積み上げてきた青少年教育施設としての実績を礎に、新たな機能を付加し、さらに魅力的な施設へと転換することを期待します。

和歌山県立青少年の家のあり方に関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1 県内に3箇所ある和歌山県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）について、これからの時代に対応した青少年の家のあり方について検討するため、和歌山県立青少年の家のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 青少年の家の機能に関すること
- (2) 青少年の家の規模及び配置に関すること
- (3) 青少年の家の整備及び運営体制に関すること
- (4) 青少年の家の閑散期における利用者数増加に向けた方策に関すること
- (5) その他青少年の家に関し、必要な事項に関すること

(組織)

第3 委員は、次に掲げる者の中から15人以内で組織する。

- (1) 青少年団体関係者
- (2) 教育関係者（学校教育及び社会教育関係者等）
- (3) 青少年の家の利用者・利用団体関係者
- (4) 福祉事業関係者
- (5) スポーツ合宿誘致関係者
- (6) 青少年の家の指定管理関係者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。なお、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、必要に応じて委員会を招集する。

3 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員長の任期は、委員としての任期と同じとする。

(事務局)

第5 委員会の事務局は、共生社会推進部こども家庭局こども未来課に置く。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

委員及びオブザーバー名簿

(1) 委員

氏名	所属等
中西重裕	一般社団法人和歌山県建築士会 副会長 和歌山県青年団体連絡協議会 会長
中村裕詞	公益社団法人和歌山県青少年育成協会 事務局長
花田真由子	こども施策審議会 委員
阪井信也	日本ボーイスカウト和歌山連盟 副コミッショナー
北端智加	一般社団法人ガールスカウト和歌山県連盟 公益社団法人ガールスカウト日本連盟 ガールスカウトトレーナー
東岡伊織	かつらぎ町教育委員会 こども未来課長
里森翔	由良町教育委員会 指導主事
吉村崇	串本町教育委員会 教育次長
藁科智将	社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 事務局長
家高学	南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会 コーディネーター
南原彰一郎	紀北青少年の家 所長
山本匡	白崎青少年の家 所長
住野具視	潮岬青少年の家 所長

(2) オブザーバー

氏名	所属等
植田尚雄	かつらぎ町 企画公室長
松下利幸	由良町 総務政策課長
名田倍也	串本町 企画課長

関係団体への意見照会結果

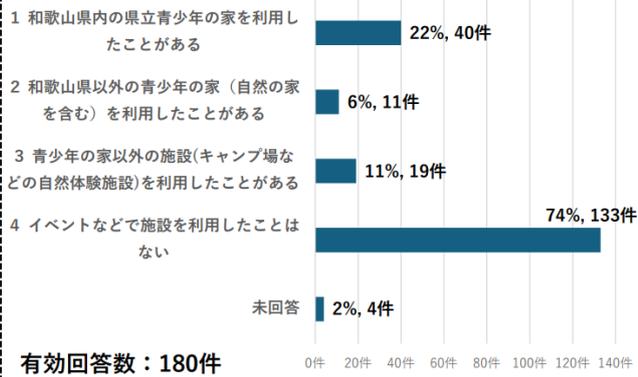
<実施目的>

日頃から施設を利用いただいている関係団体に対し、青少年の家の今後のあり方について意見照会を実施

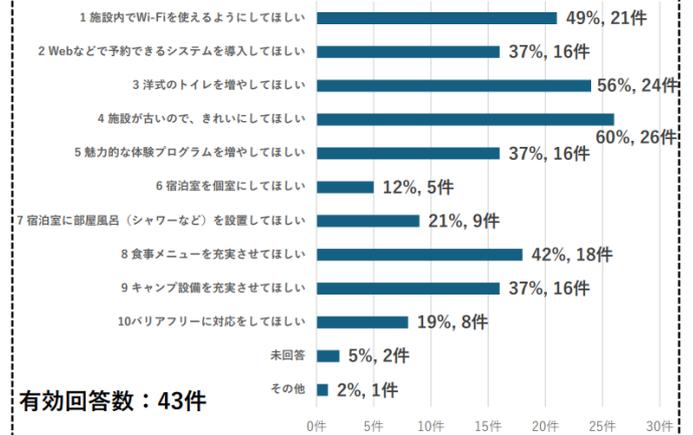
<回答率>

ボーイスカウト 80% (12/15)、ガールスカウト 100% (1/1) 事務局一括回答、
 こども会 (母親クラブ等含む) 51.9% (167/322)

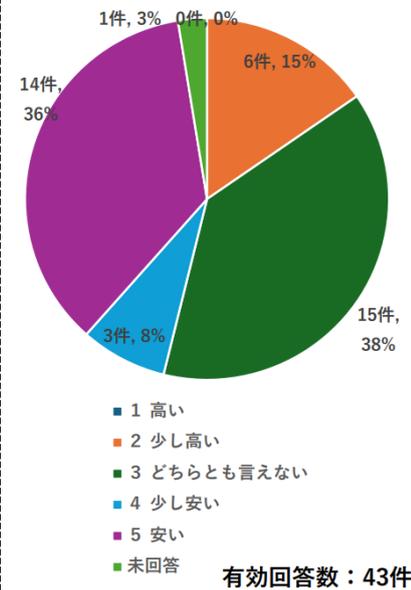
これまでに団体のイベントなどで青少年の家等の施設を利用したことがあるか (複数回答可)



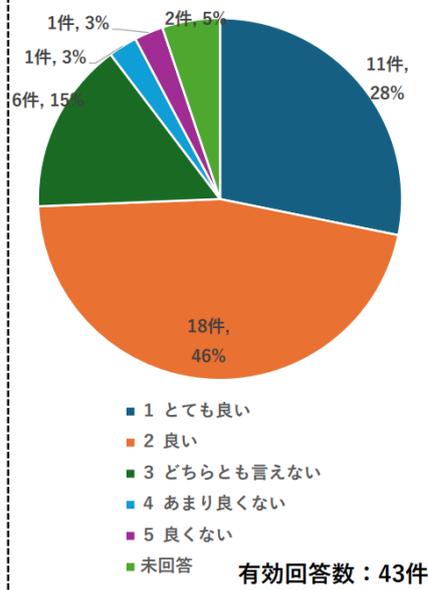
施設を利用したくなるために改善してほしい点 (複数回答可)



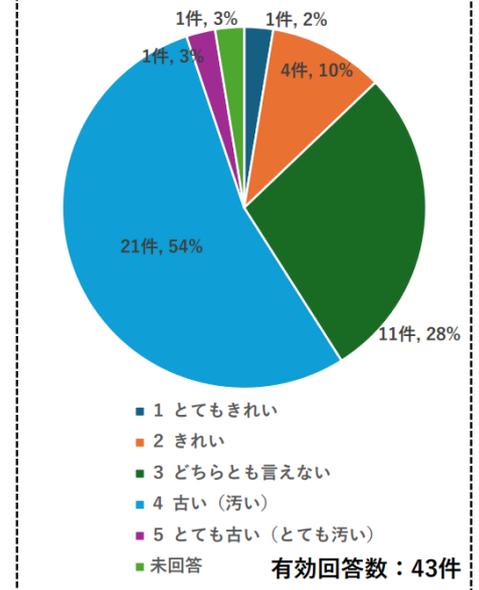
利用料金について



体験活動について



施設について



利用者への意見照会結果

<実施目的>

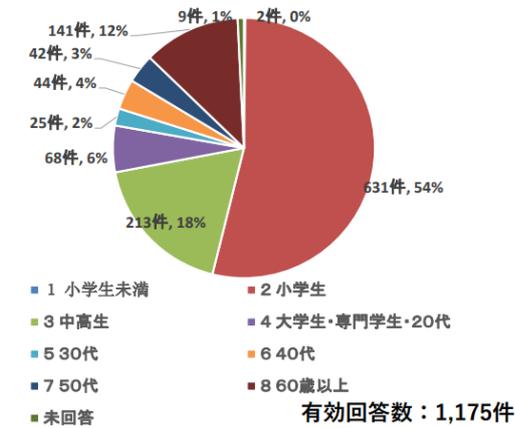
各県立青少年の家の利用者に対し、青少年の家の今後のあり方について意見照会を実施

実施期間：令和7年9月6日～令和7年10月31日

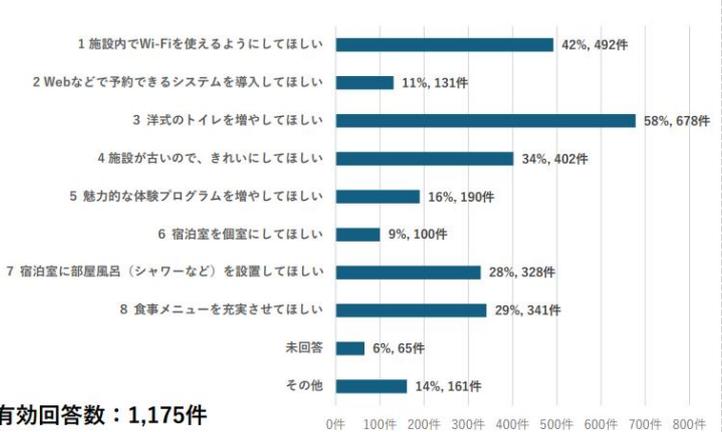
<回答率>

23.2% (1,175/5,069)

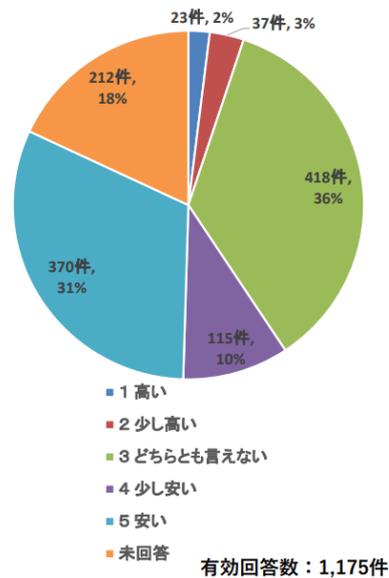
回答者年齢層



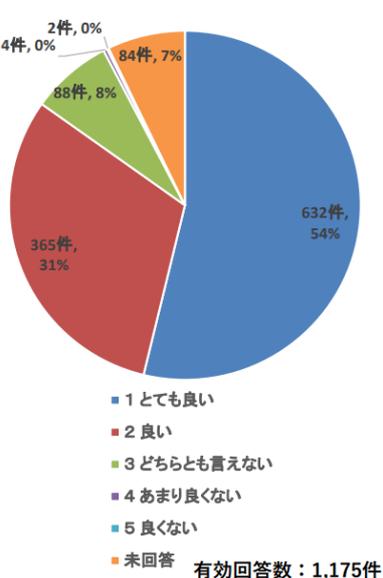
施設を利用したくなるために改善してほしい点（複数回答可）



利用料金について



体験活動について



施設について

